

# ○山梨県警察ヘリコプター・テレビシステム運用要領

〔 令和 5 年 3 月 1 4 日 〕  
〔 例規甲（備二航）第 1 1 0 号 〕

## 第 1 目的

この要領は、ヘリコプター・テレビシステムを適正かつ効率的に運用するため必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 準拠

ヘリコプター・テレビシステムの運用については、山梨県警察航空機の運用等に関する訓令（昭和 5 8 年山梨県警察本部訓令第 4 号。以下「訓令」という。）に定めるほかこの要領の定めるところによる。

## 第 3 用語の定義

- 1 「ヘリコプター・テレビシステム」とは、ヘリコプター搭載装置、本部装置、追尾基地局装置及び可搬型自動追尾装置をいう。
- 2 「ヘリコプター搭載装置」とは、ヘリコプターに搭載された防振装置、テレビカメラ、モニターテレビ、映像送信装置、連絡用無線機、V T R 装置、電源装置、映像処理装置、映像送信用空中線及び映像音声切替分配器をいう。
- 3 「追尾基地局装置」とは、自動追尾空中線、制御監視架、連絡用無線機及び映像送信装置をいう。
- 4 「本部装置」とは、操作架、分配架、操作卓、V T R 装置及び映像受信装置をいう。
- 5 「可搬型自動追尾装置」とは、可搬型自動追尾空中線、可搬型映像受信装置、連絡用無線機及び電源装置をいう。

## 第 4 使用対象事案

- 1 地震、風水害等の災害に関する情報の収集及び伝達
- 2 重大な事件事故に関する情報の収集及び伝達
- 3 大規模な警備実施に関する情報の収集及び伝達
- 4 警衛・警護に関する情報の収集及び伝達
- 5 重要な交通対策に関する情報の収集及び伝達
- 6 その他本部長が必要と認めた場合

## 第 5 使用手続

所属長は、ヘリコプター・テレビシステム（以下「ヘリ・T V」という。）の使用を必要とする事案、行事等がある場合は、航空機使用（搭乗）申請書（甲）（訓令様式第 6 号）により、必要とする行事日の 7 日前までに警備部警備第二課長（以下「警備第二課長」という。）に報告すること。この場合、航空機使用（搭乗）申請書（甲）の「目的」欄に「ヘリ・T V 使用」と明記した上、撮影対象、撮影地域等の必要事項を具体的に記入するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜な方法により申請することができる。

## 第 6 連絡員の派遣

ヘリ・TV使用者は、ヘリ・TV開局に際して、撮影箇所・範囲など航空機と直接通話する必要がある場合は、連絡員を生活安全部地域課通信指令室へ派遣し連絡用無線機を使用して、航空機と緊密な連携を保つものとする。

#### 第7 操作等

- 1 ヘリコプター搭載装置は、航空隊員及びヘリ・TV使用所属員が操作するものとする。
- 2 操作卓は、生活安全部地域課通信指令室員及び関東管区警察局山梨県情報通信部職員が操作するものとする。
- 3 可搬型自動追尾装置の搬送、組立て及び操作は、関東管区警察局山梨県情報通信部職員の技術の援助等を受けられるよう、使用所属員があらかじめ連絡調整しておくこと。

#### 第8 障害等が発生した場合の処置

- 1 ヘリ・TVの操作従事者は、ヘリ・TVに障害が生じたときは、速やかに警備第二課長にその状況を通知しなければならない。
- 2 警備第二課長は、1の通知を受けたときは、速やかに関東管区警察局山梨県情報通信部機動通信課長にその内容を通報するものとする。

#### 第9 映像データの提供

- 1 航空隊長は、ヘリ・TVにより撮影された映像を求められた場合は、次により提供するものとする。
  - (1) 証拠化する場合  
撮影内容が犯行状況等、被疑者の犯行を疎明するもので、提供依頼所属から、証拠化を求められたときは、警備部警備第二課長が任意提出する。
  - (2) その他の場合  
犯罪抑止対策、警備実施状況、交通渋滞状況等、捜査ではなく、業務の参考資料とするものは、ヘリ・TV映像提供依頼書(様式第1号)により提供する。
- 2 ヘリ・TV映像データ提供一覧表の作成  
航空隊長は、ヘリテレ映像を提供したときは、ヘリ・TV映像データ提供一覧表(様式第2号)を作成し、保存するものとする。

#### 第10 損傷報告

ヘリ・TV使用者は、ヘリ・TV機器を亡失又は損傷したときは、速やかにその状況を本部長に報告しなければならない。

様式 省略